

○ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）（附則第三十四条関係）

改正案	現行
<p>(株式の買取り等) 第三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が証券取引法第二十六条項に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(株式の買取り等) 第三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が証券取引法第二十四条項に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。</p> <p>4 (略)</p>